

令和3年度  
京丹後市創業等支援補助金  
のご案内  
【募集要項】

京丹後市商工観光部商工振興課

## 目 次

1	趣旨	2
2	補助対象事業	2
3	補助対象事業者	2
4	補助対象事業の期間	3
5	補助対象事業ごとの支援内容等	3
	（1）創業支援事業	3
	（2）空き店舗・空き工場等活用促進事業	4
6	手続きの流れ	5
7	内容の審査	6
8	交付の決定について	6
9	書類の提出先、お問い合わせ先	6
10	交付申請	6
	（1）提出書類	6
11	事前着手届	7
12	事業の変更、中止	7
	（1）提出書類	7
14	実績報告書	8
	（1）提出期限	8
	（2）提出書類	8
	【参考】信用保証協会の保証対象業種	9

## 1 趣旨

京丹後市では、中小企業者自らの意欲的かつ創造的な活動を支援し、その振興を図るため、中小企業者による新規創業及び新産業の創出に向けた取組を支援します。

## 2 補助対象事業

- (1) 創業支援事業
- (2) 空き店舗・空き工場等活用促進事業

※他の制度により補助金を受けている場合は、当該対象経費は対象となりません。

## 3 補助対象事業者

次の(1)から(4)まで条件をすべて満たす事業者

- (1) 下表の①から④のいずれかに該当する事業者(=中小企業者)

※新規創業により該当することが見込まれる場合も含まれます。

番号	業種分類	資本金等
①	製造業、建設業、 運輸業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
②	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
③	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
④	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

- (2) 次のいずれかに該当する事業者

- ・市内に住所を有する又は事業完了時点で市内に住所を有する見込みの個人
- ・市内に所在地を有する又は事業完了時点で市内に所在地を有する見込みの法人

- (3) 対象となる事業活動を市内で行う事業者

- (4) 市税等に滞納がない事業者

※市税等とは…京丹後市税条例(平成16年4月1日条例第80号)第3条に規定する市税、同第19条に規定する延滞金及び同第21条に規定する督促手数料。

## 4 補助対象事業の期間

原則、補助金の交付決定を受けてから着手し、令和4年3月31日までに完了させる必要があります。

ただし、令和5年3月31日までの2年度にわたって実施する場合も、補助対象事業とします。

※交付決定前に事業に着手する場合は、「事前着手届」の提出が必要となります。

## 5 補助対象事業ごとの支援内容等

### (1) 創業支援事業

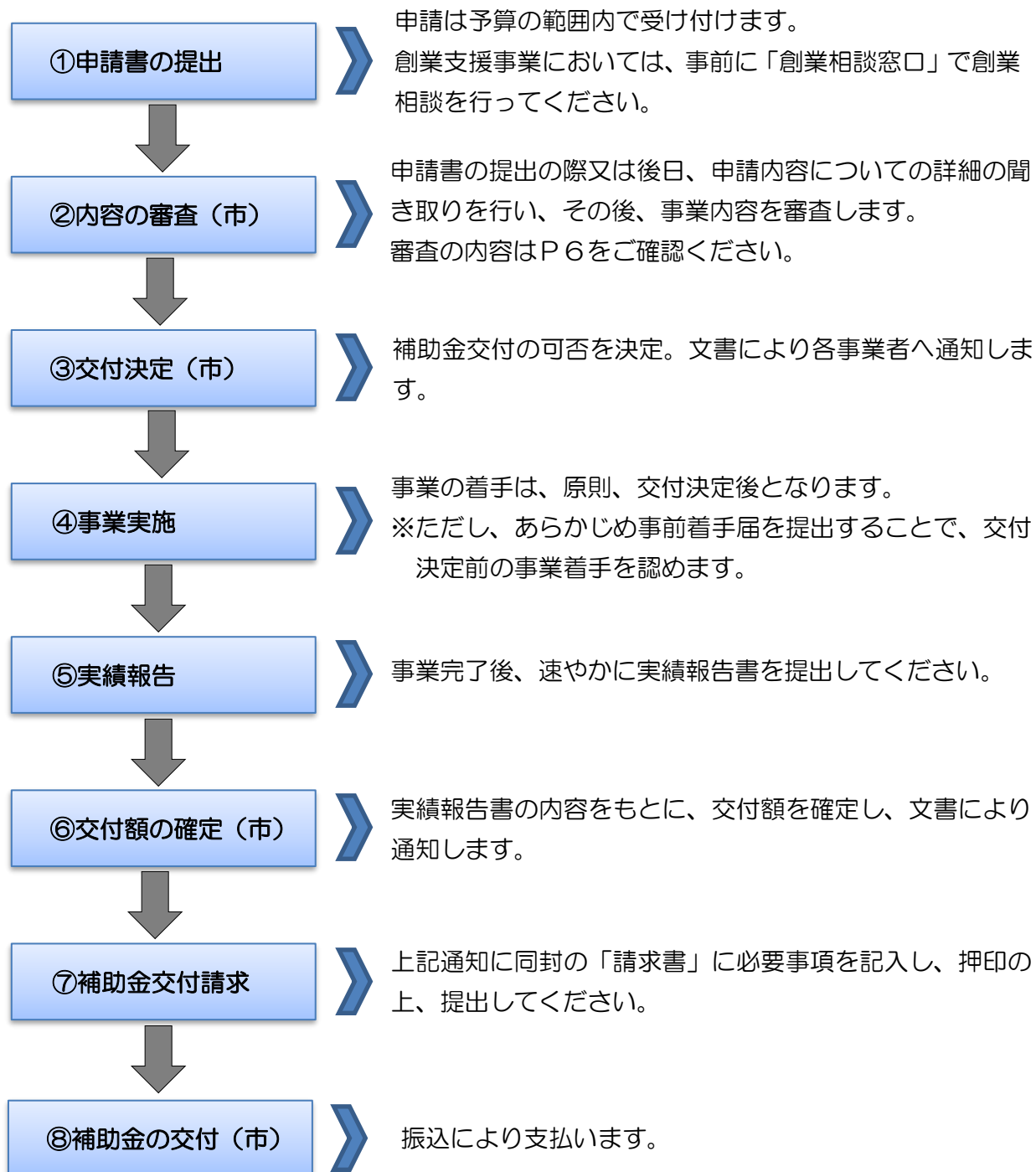
<p>事業内容</p>	<p>信用保証協会の保証対象業種（9ページ参照）に該当する事業を創業する事業</p> <p>※京丹後市創業等支援補助金交付要綱における「創業」は、以下のものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。</li> <li>2 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。</li> <li>3 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。</li> </ol>															
<p>補助対象経費</p>	<p>施設購入費、工事費、備品購入費（1個又は1組の見積価格と取得価格がいずれも3万円以上の物品に限る）、広告宣伝費、委託料、謝金、賃貸借契約に係る一時金（返還されるものを除く。）</p> <p>※消費税及び地方消費税は対象となりません。</p> <p>※対象経費の合計が100万円に満たない場合は、対象となりません。</p> <p>※施設購入費及び賃貸借契約に係る一時金は、次の要件に該当するものであること。</p> <table border="1" data-bbox="480 1550 1385 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1550 651 1648">施設譲渡人 又は賃貸人 (所有者)</th> <th data-bbox="651 1550 821 1648">施設譲受人 又は賃借人 (申請者)</th> <th data-bbox="821 1550 1385 1648">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1648 651 1807" rowspan="2">法人</td> <td data-bbox="651 1648 821 1731">法人</td> <td data-bbox="821 1648 1385 1731">一方の法人の代表者が、もう一方の法人の役員ではないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1731 821 1807">個人</td> <td data-bbox="821 1731 1385 1807">個人が、相手方法人の役員でないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1807 651 1995" rowspan="2">個人</td> <td data-bbox="651 1807 821 1890">法人</td> <td data-bbox="821 1807 1385 1890">個人が、相手方法人の役員でないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1890 821 1995">個人</td> <td data-bbox="821 1890 1385 1995">双方の個人が同一人でないこと、及び一方の個人がもう一方の個人の配偶者又は2親等以内の親族でないこと。</td> </tr> </tbody> </table>			施設譲渡人 又は賃貸人 (所有者)	施設譲受人 又は賃借人 (申請者)	要件	法人	法人	一方の法人の代表者が、もう一方の法人の役員ではないこと。	個人	個人が、相手方法人の役員でないこと。	個人	法人	個人が、相手方法人の役員でないこと。	個人	双方の個人が同一人でないこと、及び一方の個人がもう一方の個人の配偶者又は2親等以内の親族でないこと。
施設譲渡人 又は賃貸人 (所有者)	施設譲受人 又は賃借人 (申請者)	要件														
法人	法人	一方の法人の代表者が、もう一方の法人の役員ではないこと。														
	個人	個人が、相手方法人の役員でないこと。														
個人	法人	個人が、相手方法人の役員でないこと。														
	個人	双方の個人が同一人でないこと、及び一方の個人がもう一方の個人の配偶者又は2親等以内の親族でないこと。														

補助率等	【補助率】対象経費の4分の1以内（千円未満切り捨て） 【上限】100万円
補助の期間	2年度 ※2年度にわたって事業を実施した場合でも、補助金額は上記の限度額以内となります。また、補助金の申請・審査等の手続きは年度ごとに必要となります。
その他	京丹後市では、市内各所に「創業相談窓口」を開設しています。当該補助金を申請する場合は、原則、下記の相談窓口で相談後に申請してください。 (創業相談窓口) ・京丹後市役所商工観光部商工振興課 ・京丹後市商工会本所及び各支所 ・公益財団法人京都産業21北部支援センター ・公益財団法人丹後地域地場産業振興センター

(2) 空き店舗・空き工場等活用促進事業

事業内容	市内の空き店舗、空き工場、空き事務所又は空き家を利用して、信用保証協会の保証対象業種（9ページ参照）で新たに営業を開始する事業 ※ただし、空き店舗等を活用する事業者が当該空き店舗等を活用するに当たり、それまで使用していた市内の店舗等が空き店舗等となる場合（＝市内移転する場合）は、対象となりません。		
補助対象経費	施設購入費、工事費、備品購入費（1個又は1組の見積価格と取得価格がいずれも3万円以上の物品に限る）、広告宣伝費、委託料、謝金、賃貸借契約に係る一時金（ただし、返還されるものを除きます。） ※消費税及び地方消費税は対象となりません。 ※対象経費の合計が100万円に満たない場合は、対象となりません。 ※次の要件に該当するものであること。		
	施設譲渡人 又は賃貸人 (所有者)	施設譲受人 又は賃借人 (申請者)	要件
	法人	法人	一方の法人の代表者が、もう一方の法人の役員ではないこと。
		個人	個人が、相手方法人の役員でないこと。
	個人	法人	個人が、相手方法人の役員でないこと。
		個人	双方の個人が同一人でないこと、及び一方の個人がもう一方の個人の配偶者又は2親等以内の親族でないこと。
補助率等	【補助率】対象経費の4分の1以内（千円未満切り捨て） 【上限】100万円		
補助の期間	2年度 ※2年度にわたって事業を実施した場合でも、補助金額は上記の限度額以内となります。また、補助金の申請・審査等の手続きは年度ごとに必要となります。		

## 6 手続きの流れ



### （注意）

事業計画を途中で変更、中止又は廃止する場合は、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。必ず事前に市へご相談ください。

## 7 内容の審査

補助金交付申請書及び添付書類の内容を以下の基準に照らして審査を行います。

### (1) 共通審査項目

- ①事業の趣旨、目的及び目指す成果が、当該補助金の趣旨に合致しているか。
- ②事業計画の内容が具体的かつ整合性があり、実現可能なものか。
- ③販売・提供される商品・サービス等に市場ニーズがあるか。
- ④販売・提供される商品・サービス等に優位性があるか。

### (2) 事業別審査項目

事業区分	審査項目
(1)創業支援事業	○販路の確保等経営に展望があるか。 ○創業するための実施体制がある。 ○地域経済への波及効果が期待できるか。 ○創業相談窓口での相談を受けているか。
(2)空き店舗・空き工場等 活用促進事業	○販路の確保等経営に展望があるか。 ○開業するための実施体制がある。 ○地域経済への波及効果が期待できるか。

## 8 交付の決定について

内容の審査を経て交付の決定を行います。審査結果によっては、採択されない場合があります。また、補助金の交付決定については、予算の範囲内において行います。そのため、申請件数が多いなどの理由により補助金の額が予算を超える場合等においては、交付決定額が各事業の上限額に達しなかったり、採択されない場合があります。

※事業を採択した場合、補助事業者名および補助事業等の概要をホームページ等で公表します。あらかじめご了承ください。

## 9 書類の提出先、お問い合わせ先

〒629-3101 京丹後市網野町網野 385-1  
京丹後市役所商工観光部商工振興課 企業・雇用対策係  
電話：69-0440 ファクス：72-2030

## 10 交付申請

### (1) 提出書類

下記の書類（1部）を提出してください。

- ①申請書…様式第1号  
 ②添付書類…下表のとおり

事業区分	添付書類
(1)創業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○創業計画書（収支計画書含む）</li> <li>○見積書（明細書含む）の写し等費用積算の根拠となる資料</li> <li>○店舗等の位置図、外観及び内装の写真</li> <li>○その他参考となる書類（店舗の図面等）</li> </ul>
(2)空き店舗・空き工場等 活用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開業計画書（収支計画書含む）</li> <li>○見積書（明細書含む）の写し等費用積算の根拠となる資料</li> <li>○店舗等の位置図、外観及び内装の写真</li> <li>○空き店舗等証明書</li> <li>○その他参考となる書類</li> </ul>

## 11 事前着手届

効率的な事業の実施を図る等の理由により、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、補助金交付申請書とあわせ「事前着手届」を提出してください。（事前着手届を提出して交付決定前に事業に着手する場合は、下記の注意事項に承諾していただく必要があります。

### 事前着手に関する注意事項

- (1)事前着手届の提出があっても、審査の結果不採択となる場合があります。
- (2)着手から補助金交付決定を受けるまでの間に、計画変更は行えません。
- (3)補助金交付決定を受けるまでの間に、天変地異等により、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体の負担となります。
- (4)補助金交付決定額は、交付申請額より少なくなる場合があります。

## 12 事業の変更、中止

事業内容を変更する場合（軽微なものは除く）や対象事業費が20%以上増減する場合のほか、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず事前に市へご相談ください。

なお、対象事業費が増額しても、補助金の増額は原則認められません。

### (1) 提出書類

- ・補助金変更（中止）承認申請書…様式第4号
- ・申請書の添付書類に準じる添付書類



## 14 実績報告書

### (1) 提出期限

事業終了後30日以内又は令和4年4月1日（金）のいずれか早い日。

### (2) 提出書類

①実績報告書 … 様式第6号

②添付書類 … 下表のとおり

事業区分	提出書類
(1)創業支援事業	○創業結果報告書（収支精算書含む） ○対象費用の領収書（明細書含む）の写し等支払証拠書類 ○建物賃貸借契約書の写し（店舗等を賃借する場合） ○店舗等の位置図、外観及び内装の写真 ○その他参考となる資料
(2)空き店舗・空き工場等 活用促進事業	○開業結果報告書（収支精算書含む） ○対象費用の領収書（明細書含む）の写し等支払証拠書類 ○建物賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合） ○店舗等の位置図、外観及び内装の写真 ○その他参考となる資料

## 【参考】信用保証協会の保証対象業種

### ○所在地

- ・個人の場合、住居または事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・法人の場合、京都府内に本店または事業所を有する方

### ○企業規模

資本金又は常時使用する従業員のいずれかが、下表の条件を満たしていれば対象となります。

業 種	資本金	従業員
製造業等（下記以外の業種）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
医療法人	—	300 人以下

次の政令指定業種については以下の通りとなります。

業 種	資本金	従業員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

但し、次の方は、原則として対象から除かれています。

- 次に掲げる業種を営む方
  - (1) 農業（園芸サービス業を除く。）
  - (2) 林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）
  - (3) 漁業
  - (4) 金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）
  - (5) その他
    - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1の適用を受けたに飲食店（食事の提供を主目的とする場合並びに衛生水準を高め、および近代化を推進する場合を除く。）、同法第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業（まあじゃん屋・ゲームセンターを除く。）、第2条第5項に規定する性風俗特殊営業、その他風俗上好ましくないもの。
    - ・他に分類されないその他の生活関連サービス業のうち、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
    - ・競輪・競馬等の競走場、競技団
    - ・パチンコホール、その他の遊戯場のうちのゲームセンターのうちのスロットマシン場
    - ・芸ぎ業（置屋、検番を除く。）
    - ・娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等の予想業
    - ・興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
    - ・民営職業紹介業のうち、芸ぎ周旋業
    - ・他に分類されないその他の事業サービス業のうち、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く。）
    - ・政治・経済・文化団体
    - ・宗教
    - ・その他の保証対象として不相当と判断される業種
2. 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
3. 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
4. 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払い不能後、6か月以上経過していない方
5. 代位弁済を受け、その求償債権を完済していない方
6. 求償債務の連帯保証人となっている方
7. 延滞など正常でない保証取引中の方
8. 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
9. 3～8の方が代表者となっている法人
10. 3～8の法人代表者の方